

中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、令和元年10月11日から同月14日までの間の暴風雨及び豪雨により被災した共同施設等の復旧を支援するため、共同施設の災害復旧事業を行う静岡県内の事業協同組合等(以下「組合」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) 災害復旧事業

この要綱において「災害復旧事業」とは、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号。以下、「激甚法」という。)第14条に定める組合が行う共同施設の災害復旧事業をいう。

(2) 組合

この要綱において「組合」とは、激甚法第14条に定める事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会をいう。

第3 補助の対象等

(1) 補助の対象

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)第27条に規定する倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場(以下「共同施設」という。)で、次に掲げるものをいう。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

ア 建物

イ 建物以外の工作物

ウ 土地

エ 設備(業務に不可欠な機械及び装置を含む。)

(2) 補助率

補助対象経費の4分の3以内

(3) 補助の対象の特例

ア 災害を受けた共同施設の残存物件の取壊しに要する費用、整地費、耕土費を附帯工事費として算入するものとする。

イ 交付の申請前に既に施工済み又は施工中の工事については、補助の対象とすべきと知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。

ウ 災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除するものとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第8号）
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。ただし、承認にあたり、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付す場合があること。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

イ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）に規定する期間を処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とし、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、同告示に定めがない財産については、知事が別に定める期間とする。
- (6) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿及び領収書等関係書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5 年間保管しなければならないこと。廃止の承認を受けた場合も同様とする。
- (8) 取得財産等については、その処分制限期間中、(7)に規定する帳簿等に加え、取得財産等管理台帳（様式第 11 号）を整備保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各 1 部

- ア 事業計画変更承認申請書（様式第 4 号）
- イ 変更収支予算書（様式第 3 号）
- ウ 資金状況調べ（様式第 8 号）
- エ その他知事が必要と認める書類

第7 状況報告

知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、随時、当該補助事業の遂行事業について、遂行状況報告書(様式第10号)の提出を求めることができる。

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第5号)
- イ 収支決算書(様式第3号)
- ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月19日のいずれか早い日まで

(3) 補助金の額の確定に伴う補助金の返還

- ア 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- イ アの補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第6号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領後に県知事が指定する日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 各1部

- ア 概算払請求書(様式第7号)
- イ 資金状況調べ(様式第8号)

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る

部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた数を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。また、返還の場合には、第8(3)のイの規定が準用されること。

第12 交付決定の取消し等

(1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、知事は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

ア 本要綱又は本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

イ 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

ウ 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

エ 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

オ 別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(2) (1)の取消しをした場合において、既に取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(3) (2)の返還を命ずる場合には、(1)のエの場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(4) (2)に基づく補助金の返還については、第8(3)のイの規定を準用する。

第13 その他

補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金に適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は、役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

令和 年度において中小企業組合共同施設等災害復旧事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交 付 申 請

(1) 金 額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 補助金に要する経費 円

(3) 補助金対象経費 円

(4) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

様式第2号「中小企業組合共同施設等災害復旧事業計画書のとおり」

(5) 補助事業の開始及び完了予定日

2 概算払の承認申請

(1) 金 額 円

(2) 理 由

(3) 時 期 年 月

中小企業組合共同施設等災害復旧事業計画書

1 組合の概要

2 令和元年度中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金（中小企業組合共同施設等災害復旧事業）の対象とする施設等の名称・仕様、施設等ごとの所要経費及び設置場所

施設等の名称	設置場所	施設等の内容	取得費(円)

3 経費の配分

(単位：円)

施設等の名称	補助事業に要する経費	補助対象経費 A+B	負担区分		備考
			県費補助金 A	自己負担額 B	
		円	円	円	
合 計					

収支予算書 (変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度決算額)	(変更前予算額) (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県費補助金 自己負担額	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度決算額)	(変更予算額) (本年度決算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

中小企業組合共同施設等災害復旧事業計画変更承認申請書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた中小企業組合共同施設等災害復旧事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更後の補助事業の内容等

(1) 事業の内容

変更前	変更後

(2) 補助事業完了予定期日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

(注) 要綱第5(1)のイの中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること

実績報告書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた中小企業組合共同施設等災害復旧事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金支出表

(単位：円)

補助事業に 要した経費	補助対象経費	負担区分		備考
		県負担額	自己負担額	

(注)

1 実績報告において、次の算式を明記すること

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税仕入控除額} = \text{補助金額}$$

2 災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除すること。

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、令和 年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた中小企業組合共同施設等災害復旧事業の補助金として、上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

口座振替先金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ㊟

概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた中小企業組合共同施設等災害復旧事業の補助金として、下記のとおり請求します。

記

- 1 概算払請求額
- 2 請求金額の算出内訳
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 振込先等
口座振替先金融機関名 支店名
口座種別 口座番号 口座名

（注）別紙（任意様式）「概算払請求内訳書」を添付すること

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

（注）未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第9号(用紙 日本産業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額等報告書

令和 第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

令和 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金(中小企業組合共同施設等災害復旧事業)に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) 金 円
- 5 添付資料
 - ・別紙(任意様式)として積算の内訳を添付すること
 - ・記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付すること

様式第 10 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

遂行状況報告書

第 号
令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 印

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた中小企業組合共同施設等災害復旧事業費補助金交付要綱第 7 の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

補助金交付決定		概算払年月日 (受領日)	概算払金額	事業遂行状況
交付決定日	交付決定額			

取得財産等管理台帳

補助事業者名 _____

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

(注)

- 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第 5 (5) に定める処分制限以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) その他の物件とすること。
- 3 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。